**電気止め刺し器購入補助金の事業実施の流れ**

◎交付決定前に事前に購入したものは補助対象となりません。被計画的な事業実施をお願いします。

**①交付申請書提出****（申請者）**

見積書や仕様の分かるものを揃え、交付申請書を提出して下さい。書類の提出については市役所本庁舎・各地域局等に持ち込むか、郵送でお願いします。

**↓**

**②審査・交付決定通知送付（市役所）**

　提出された交付申請書を審査し、問題がなければ交付決定通知を送付します。

　なお、事業終了後に提出する「実績報告書」の様式も同封されます。

**↓**

**③事業実施（申請者）**

　交付決定を受けて物品の購入等事業実施が可能となります。事前購入とならないようご注意願います。

**↓**

**④実績報告提出（申請者）**

　納品、支払いとも完了したら、実績報告書を提出して下さい。交付決定通知書に同封されていた様式をご活用ください。

**↓**

**⑤現地調査・審査・確定通知送付（市役所）**

提出された実績報告書を審査し、問題がなければ交付確定通知を送付します。（購入された電気止め刺し器は確認しますので、訪問検査するまで保管していてください。）

なお、市役所に補助金を請求する「請求書」の様式も同封されます。

**↓**

**⑥補助金請求（申請者）**

　　請求書に必要事項を記入して提出して下さい。通常２週間程度で指定の口座に入金します。お疲れさまでした。

**記入例**

不明な点があれば農林課（電話0866-21-1190）にお問い合わせください。交付の決定まで物品の購入等事業実施はできませんのでご注意ください。

令和　●年　▲月　■日

　高梁市長　近　藤　隆　則　 様

住　　所　高梁市●●町▲▲■■

交付申請者　猟友会名　高梁地区猟友会●●分会▲▲支部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　有漢　継之助

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号：できるだけ携帯電話の番号）

電気止め刺し器購入補助金交付申請書

　令和●年度において、電気止め刺し器購入補助金の交付を受けたいので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記入しないでください

記入しないでください

１．補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　円

２．添付書類

（１）事業実施計画書

（２）購入予定の機器の金額が確認できる書類（見積書等の写し）

（３）購入機器の仕様が確認できる書類（カタログ等の写し）

事業実施計画書

（１）事業計画

①　対 象 鳥 獣 名　　　イノシシ ・ サル ・その他（　　　　　　　　　　　　）

最長で2月まで

②　完　了　予　定　　　令和　●年　▲月

（２）費用内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 購入品名 | 規格・型式等 | 数　　量 | 金　　額 |
| 電気止め刺し器 | MS-06 |  | 36,500円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  | 見積書の明細欄に内訳がある場合は「別紙見積書のとおり」としてもかまいません。 |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  | 消費税 |  | 3,650円 |
|  | 合　　計 |  | 40,150円 |

　※書ききれない場合は別紙に記入してください。また見積書等の写しに上記内訳と同

様の明細がある場合は枠内１箇所に「別紙明細のとおり」と記入し、金額は合計欄に

のみ税込みの総合計を記載して提出することもできます。